

〔巻頭言〕

家族信託のこと

理事 角 紀代恵

ある日の午後、信託協会から送られてきた『日本の信託 2013』をパラパラとめくっていたら、「遺言代用信託の平成24年度の新規受託件数は18,742件（平成23年度64件）と利用が増えています」（9頁）という記述を見つけました。64件から18,742件へと、この激増の原因は何なのか。信託法の改正は、信託の多様な利用を企図してなされたものではありますが、家族信託は、なかなか普及しないと聞いていた筆者は、思わず、信託協会に問い合わせの電話をしてしまいました。そこで、信託銀行各社が、遺言代わりの機能をもつレディ・メイドの商品、すなわち、遺言代用信託の商品を相次いで発売したことが、激増の原因であると教えてもらいました。そこで、さっそく、信託銀行各社のHPにあたってみたところ、遺言代用信託という専門用語は出てきませんが、委託者の生存中は委託者を受益者とし、その死亡後は同人の配偶者や子を受益者とする商品スキームは、確かに、遺言代用信託でした。

少子高齢化や高齢者の資産の蓄積を背景に、いわゆる富裕層に限らず、自分が生きている間は、誰か頼れる人に財産管理をしっかりとしてもらい、自分が死んだ後は、相続が争続にならないように、相続人たちが相続で無用な争いをしないように、円滑に相続を進めたいというニーズは、ますます強くなっているようです。このような中であって、遺言代用信託の商品化は、時宜を得たものだったというわけでしょう。

さて、家族信託一般に目を転じますと、財産承継に信託を用いるメリットとして、必ず、挙げられるのが、「自由に」財産承継の方法を設計できることです。しかし、民法は相続法の秩序を定めています。新信託法の制定に際して、どこまで、この相続法の秩序とのすり合わせが図ら

れたのかは、残念ながら、疑問と言わざるを得ません。現在、発売されている遺言代用信託の商品の中にも、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の設計が可能なものもあるようですが、民法の定める相続法秩序と、どのように平仄が合っているのか気になるところです。

また、今後、家族信託においては、特に、不動産が信託財産である場合には、受託者として、家族の一員が指名されることも少なくないと思われます。信託銀行が受託者となる営業信託においては、監督官庁が存在しています。お上信仰だと笑われるかもしれませんが、監督官庁の存在は、受益者保護の一助になることは否定できないと思われます。これに対して、家族の一員が受託者になる場合には、受益者のために、誰が、受託者をウオッチしてくれるのでしょうか。特に、家族内のもめごとに対する公的介入を嫌うわが国の風土を考えると、この点、暗澹たる思いにかられます。しかし、筆者としては、私人の資産管理のために税金を投入することには、ためらいも感じます。したがって、家族信託の普及そして健全な発展のためには、信託の設定時において、中立公正な信託監督人をおく等、適切な受益者保護の仕組みを工夫して組み込むことが不可欠ではないでしょうか。